

## せたな町企業版ふるさと納税マッチング支援業務契約書（案）

せたな町（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、次の通り業務提携を行い、乙は甲に対して企業を紹介し、甲が企業から寄附金を受領するに当たり、企業版ふるさと納税マッチング支援業務契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### （目 的）

第1条 乙は、甲に対し、地方創生応援税制（以下、「企業版ふるさと納税」という。）を活用して地方創生の取り組みを応援しようとする企業（以下、「寄附企業」という。）と甲の地域再生計画に位置付ける事業とを乙のもつノウハウやネットワークを通じて効果的に結びつけることを目的とする。

### （業務内容）

第2条 乙は、次の各号の業務を行う。

- (1) 寄附企業に対する甲の寄附活用事業の紹介
- (2) 寄附企業の新規開拓及び甲に対する寄附見込企業の紹介
- (3) その他、甲の寄附活用に資すると認められる支援

2 乙は、前項各号の紹介等を行う場合は、寄附企業の名称、連絡先、寄附の金額その他の必要な情報を甲に提供する。

### （善管注意義務）

第3条 乙は、前条の業務を処理するに当たっては、善良なる管理者の注意をもって業務を処理し、甲に対し寄附企業を紹介するときは、その企業が第1条の企業版ふるさと納税の取り組みを十分理解し、かつ、寄附の実行をするに足る業務及び財産状況を備えた者を選定するよう努めるものとする。

### （紹介の意義）

第4条 乙が甲に対し行う寄附企業の紹介は、寄附企業を甲に引き合わせるにとどまり、乙が寄附企業の財務状況や信用状況を保証するものではないものとする。

### （寄附受け入れの意義）

第5条 甲は、乙から寄附企業の紹介を受けた場合においても、寄附企業からの寄附の受け入れを義務付けられるものではなく、甲は、その判断と責任において、寄附の受け入れの可否を決することができるものとする。

(寄附の受け入れに関する乙の関与)

第6条 乙は、甲に対し寄附企業の紹介は行おうが、寄附の受け入れについては一切関与せず、寄附の受け入れ可否は甲と寄附企業との交渉によって決するものとする。

(寄附の受け入れを巡る問題に関する乙の責任)

第7条 乙は、乙が紹介した寄附企業と甲の間で寄附の受け入れを巡って生ずる紛争等につき一切責任を負わないものとする。ただし、乙の故意または重過失により、寄附企業にふさわしくない者をふさわしいと甲に推奨した場合は、その限りではないものとする。

(仲介手数料)

第8条 甲は、乙から紹介を受けた寄附企業との間で寄附の受け入れが成立した場合、乙に対し、仲介手数料として\_\_\_\_% (消費税及び地方消費税を除く) の割合を乗じた金額を支払うものとする。ただし、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(仲介手数料の支払い方法)

第9条 甲は、寄附企業からの寄附の支払を受けた場合、速やかに乙に対し、書面をもってその旨を報告するものとし、乙は、その報告を受けた日の属する月の月末までに、甲に対し請求書を送付して仲介手数料の請求を行うものとする。

2 甲は、乙から前項の仲介手数料の請求を受けたときは、請求のあった月の翌々月末迄に、乙の指定した口座に振込方法により仲介手数料を支払う。振り込みに要する費用は甲が負担する。

(秘密保持等)

第10条 甲又は乙は、本契約に関連して知り得た相手方及び相手方の取引先等に関するすべての秘密情報 (個人情報を含む) をその相手方の承諾なくして第三者 (第14条に定める委任先を除く。) に開示又は漏らしてはならない。ただし、甲又は乙が、寄附見込企業について反社会的勢力でないことを確認するために、警察等に照会する場合はこの限りではない。

2 前項の義務は、本契約終了後においても期限の定めなく存続するものとする。

(損害賠償)

第11条 甲又は乙のいずれかが本契約の履行について、故意又は重過失により相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、甲又は乙の責に帰すべき事由によらない場合はこの限りではない。

(反社会的勢力の排除)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せず直ちに契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成（以下総称して「反社会的勢力」という。）である。
- (2) 役員等（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力である。

(権利義務の譲渡禁止)

第13条 甲及び乙は、あらかじめ相手方の書面による承諾を得ないで、本契約に基づく権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は自己もしくは第三者のために担保に差し入れる等の処分をしてはならないものとする。

(委任)

第14条 乙は、本契約の目的達成のため、業務の全部または一部を乙の関連会社または第三者に委任することができる。

- 2 乙が前項の委任を行う場合、乙は委任先の第三者が行う行為について、乙が行ったものとして甲に対し責任を負うものとする。
- 3 甲は、乙に対して、業務の一部を委任し、又は請負させた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。
- 4 甲は、乙が委任した乙の関連会社または当該第三者が履行につき著しく不相当であると認められる場合には、乙に対して、当該委任者の変更を求めることができる。この請求は、理由を付した書面によらなければならない。

(合意管轄・協議)

第15条 甲及び乙は、本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、札幌地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

- 2 本契約に定めない事項、又は本契約の解釈について疑義を生じたときは、甲及び乙は誠意をもって協議の上解決するものとする。

(契約期間)

第16条 本契約の有効期間は、令和\_\_年\_\_月\_\_日から令和\_\_年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも書面による別段の意思表示がない場合は、さらに1年間自動的に延長されるものとし、以後この例による。

- 2 甲において本契約を継続するための予算確保が困難になった場合は、甲は期間満了の

1 か月前を超過した場合であっても、前項本文の契約期間満了までに書面により申し出る  
ことにより、本契約を自動的に延長せず終了させることができるものとする。

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 北海道久遠郡せたな町北檜山区徳島 63 番地 1  
せたな町長

乙